

茨城をもっと
知るための



GUIDE for



meister



いばらき観光マイスターガイドブック
令和5年度改訂版



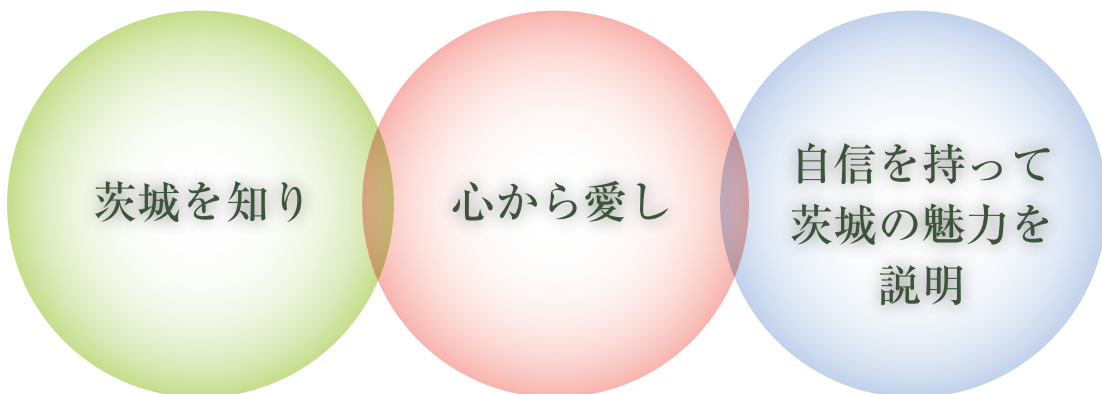
◎ 茨城観光

Contents



- 03 いばらき観光マイスター制度とは？
- 04 茨城県の観光の現状を把握しよう
- 05 茨城県の主な観光資源と交通網
- 06 茨城県を代表する観光資源
- 24 道の駅一覧
- 26 各市町村の観光資源 ※人口:令和5年4月1日現在の常住人口調査結果
年間観光入込客数:令和3年観光客動態調査結果(延べ人数)
- 26 県北エリア (日立市/常陸太田市/高萩市/北茨城市/常陸大宮市/那珂市/東海村/大子町)
- 35 県北地域周遊コースと茨城県の豆知識①『茨城県とは』
- 36 県央エリア (水戸市/笠間市/ひたちなか市/小美玉市/茨城町/大洗町/城里町)
- 47 県央地域周遊コースと茨城県の豆知識②『茨城県のナンバー1たち』
- 48 鹿行エリア (鹿嶋市/潮来市/神栖市/行方市/銚田市)
- 55 鹿行地域周遊コースと茨城県の豆知識③『豊富な農林水産物』
- 56 県南エリア (土浦市/石岡市/龍ヶ崎市/取手市/牛久市/守谷市/つくば市/稲敷市/
かすみがうら市/つくばみらい市/美浦村/阿見町/河内町/利根町)
- 71 県南地域周遊コースと茨城県の豆知識④『茨城空港』
- 72 県西エリア (古河市/結城市/下妻市/常総市/筑西市/坂東市/桜川市/八千代町/五霞町/境町)
- 83 県西地域周遊コースと茨城県の豆知識⑤『茨城の地酒』
- 84 いばらき観光マイスター認定者のいる宿泊施設紹介
- 88 茨城県内宿泊施設一覧(茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合員)
- 90 おもてなし向上のために必要な心得
- 94 おもてなしをさらに向上させるために(応用編)

おもてなし日本一を目指すためには、
県民一人ひとりが



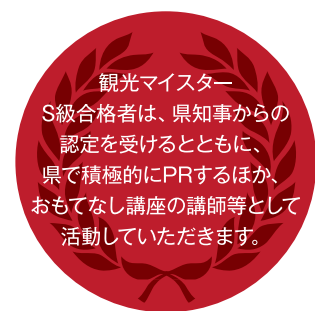
できるようになることが大切です。

いばらき観光マイスター制度とは？

この制度は、県、市町村、観光事業者、観光関係団体及び県民が一体となって「おもてなし日本一」を目指す「いばらき観光おもてなし推進条例」の制定(平成26年11月施行)を踏まえ、タクシー・バス乗務員、宿泊施設・観光施設従業員などの観光知識や接客スキルの向上を図るため、試験を実施したうえで、県が認定する制度です。

認定試験の実施概要

観光マイスターの認定区分は2段階とします。



受験



【求められるスキル】
観光案内をする上で十分な知識と接客マナー



観光マイスター

県を代表する観光地や地元ならではのグルメなど、観光案内をするうえで、十分な知識を有する方。このガイドブックから出題する筆記試験に合格した方が認定されます。

観光マイスターS級



十分な知識に加え、おもてなしの心による高い接客スキルを備える方。観光マイスター認定者に対し、模擬面接による接客試験を実施し、合格した方が認定されます。

【求められるスキル】

観光案内をする上でより高い知識とおもてなしの心による高い接客スキル

いばらき観光おもてなし推進条例について（概要）

目的

この条例は、心のこもったおもてなしによる観光の振興について基本理念を定め、観光事業者、観光関係団体及び県民のおもてなし力の向上を図り、豊かな地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

おもてなしの定義

郷土への誇りと愛着を持って観光客に接し、心からの笑顔、挨拶、声掛け等により観光客を温かく迎え、及び地域の魅力を伝え、観光客が「訪れてよかった、また行きたい」と思えるようにすることをいう。

県の責務

県は、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。また、県民誰もが「いばらきのおもてなしの心得」を理解し、観光案内人となれるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

観光事業者の責務

観光事業者は、観光客に良質なサービスを提供するとともに、観光客への心のこもったおもてなしを通じて、地域の魅力の向上に主体的に取り組むものとする。

観光関係団体の責務

観光関係団体は、県、市町村、観光事業者及び他の観光関係団体と連携を図るとともに、観光に関する情報の発信、観光客の受入態勢の整備その他の観光の振興に資する活動を行うものとする。

県民の役割

県民は、自ら率先して、観光客を心のこもったおもてなしで迎えるとともに、地域における観光の振興に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。